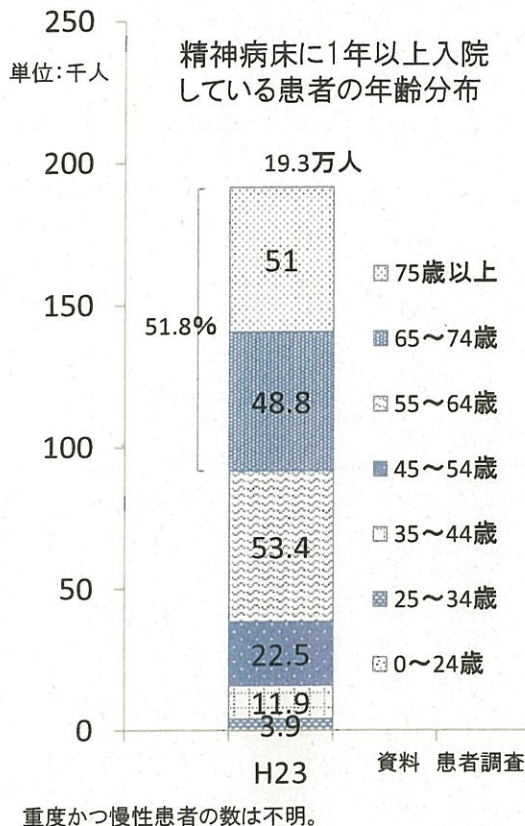


良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供及び、長期入院精神障害者の地域移行支援は国家・国民の課題

特定非営利活動法人じりつ 岩上洋一



- ・精神病床に1年以上入院している51.8%、99,800人は65歳以上。
- ・精神病床以外も含めた統計では、21.9%、45,300人が認知症。
- ・このうち、現在、入院治療が必要な人を除いては、介護保険制度を利用を推進する(介護保険を利用する権利を支援するための誘導策が必要)。
- ・介護保険申請後の利用待機者への支援は要検討。
- ・65歳以上で介護保険の対象とならない人の支援も要検討。
- ・平成23年の入院1年以上の退院者は49,212人で、このうち死亡退院は11,040人。ここでの空床は新たな長期入院患者が急性期の回転率をあげることを必要とする。

・今までの議論の通り、急性期を密度の濃い医療とし、診療報酬に反映することが重要となる。

・また、65歳以上の人たちへの新たな支援と病床削減を早急に並行して考える必要がある(地域移行に積極的に取組んだうえで、入院している人の意向を尊重した上で、病床転換も含めた議論をする必要があると発言したこと为核心)。

- ・65歳未満(93,000人)と65歳以上で介護保険の対象とならない人等への院内での支援の強化(診療報酬等による評価)と地域相談支援の利用支援(権利支援のための障害福祉課の誘導)が必要。
- ・グループホームを増やすための誘導策及びその他の支援策については、次期報酬改定へ反映するとともに、総合支援法の法施行後3年(平成28年4月)を目途とした見直しへ反映することが重要となる。(障害福祉課)

良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供及び、長期入院精神障害者の地域移行支援は国家・国民の課題

特定非営利活動法人じりつ 岩上洋一

【基本的な考え方】

- ・昭和29(1954)年の全国精神衛生実態調査では、精神障害者の全国推定数130万人のうち、要入院者は35万人であり、当時の病床(約3万床)は、その10分の1にも満たないとしていた。
- ・同時期に改正された精神衛生法は、非営利法人の設置する精神科病院の設置及び運営に要する経費に関する国庫補助の規定を設けた。
- ・昭和33(1958)年の医療法では、「精神科特例」を導入して一般医科とも分け、以後、精神科病院の設立ブームが起こったことは周知のとおりである。
- ・その後30年かけて、この要入院者35万人という推計を、国策として追い求めてきた。
- ・いわゆる長期入院者への支援とその責任を精神科医療機関だけに押しつけてならないと考える所以でもある。
- ・この間、多くの国民は、こうした実態を十分に認識できないまま容認してきた。この現実を、国民は、自らが担う共通の課題として認識すべきである。

【他部局・他省庁が取り組むべきこと】

- ・長期入院精神障害者の地域移行支援を、障害保健福祉部だけでなく他部局、他省庁、国家・国民の課題として取り組むための手立てが必要。
- ・(再掲)介護保険の利用誘導(老健局)
- ・生活保護受給者の退院支援の強化、院内及び地域相談支援との連携(社会援護局)
- ・保健所の精神保健医療福祉業務の強化(健康局)
- ・次期診療報酬改定への反映(医政局)
- ・啓発普及(内閣府)

・精神・障害保健課は、改革ビジョンをレビューして、第2期改革ビジョンをつくり地域医療ビジョンへと反映させる。